

21-D-0949  
2021 年 11 月 30 日

————— JCR グリーンボンド評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. —————

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンボンド評価の結果を公表します。

## 信託受益権 202111(契約番号 210281) A 号優先受益権・メザニン I-1 受益権・メザニン I-2 受益権・メザニンII受益権・劣後受益権に Green 1 を付与

オリジネーター :	イオンプロダクトファイナンス株式会社
評価対象 :	信託受益権 202111 (契約番号 210281) A 号優先受益権・メザニン I-1 受益権・メザニン I-2 受益権 メザニンII受益権・劣後受益権
分類 :	信託受益権
発行額 :	A 号優先受益権 : 9,222,000,000 円 メザニン I-1 受益権 : 713,000,000 円 メザニン I-2 受益権 : 538,000,000 円 メザニンII受益権 : 982,000,000 円 劣後受益権 : 791,835,461 円
受益権譲渡日 :	2021 年 11 月 30 日
信託期間満了日 :	2042 年 11 月 28 日
償還方法 :	月次パススルー償還、シークエンシャルペイ
資金使途 :	太陽光発電システム等の設置を主な目的とするリフォームローンの取得

### ＜グリーンボンド評価結果＞

総合評価	Green 1
グリーン性評価（資金使途）	g1
管理・運営・透明性評価	m1

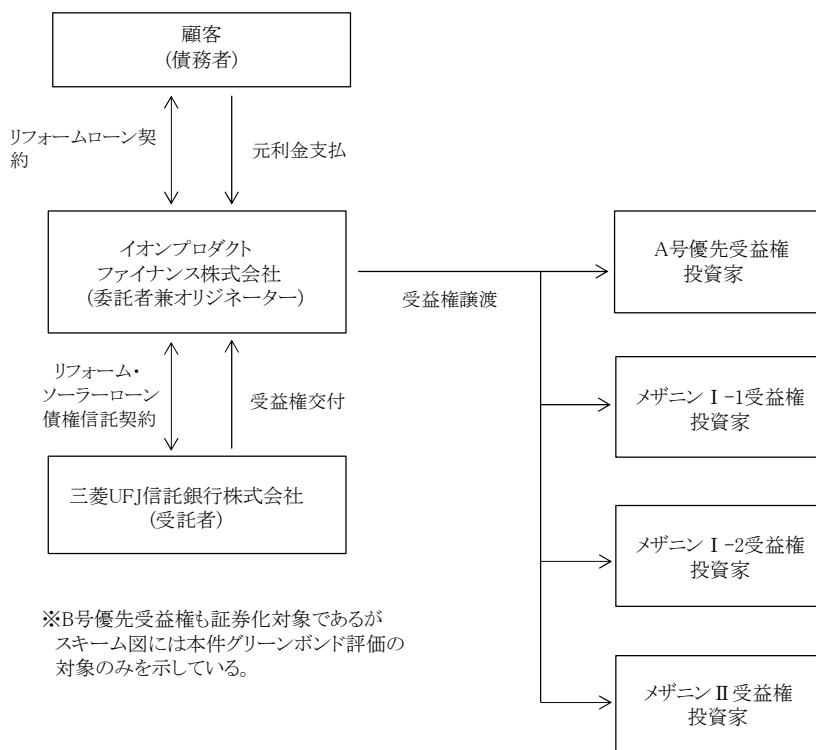
## 第1章：評価の概要

本件のオリジネーターであるイオンプロダクトファイナンス株式会社は、イオンフィナンシャルサービス株式会社の連結子会社である。2013年5月にイオンフィナンシャルサービスグループの一員となった。イオンフィナンシャルサービスグループの中では、個品割賦を取り扱う会社として位置づけられている。

イオンプロダクトファイナンスは、イオンフィナンシャルサービスとともにイオングループの一員としてCSRに係るビジネスの推進を強化するとしている。イオンには、「イオン サステナビリティ基本方針」において脱炭素社会の実現をかかげており、2018年に策定した「イオン 脱炭素ビジョン2050」に基づき具体的な目標を設定して温室効果ガスを総量でゼロにする取り組みをグループを挙げて推進している。

今般の評価対象は、イオンプロダクトファイナンスが顧客に対して実行するリフォームローンおよびソーラーローンを裏付けとして、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として組成される信託受益権である。

[スキーム図]



イオンプロダクトファイナンスは、リフォームローン、ソーラーローンおよび金銭を三菱UFJ信託銀行に信託し、A号優先受益権、B号優先受益権、メザニンI-1受益権、メザニンI-2受益権、メザニンII受益権、劣後受益権の交付を受ける。これらの信託受益権は劣後受益権を除いて投資家に譲渡される予定であり、これによって証券化される。

証券化期間中は、顧客から返済されるローンの元利金を原資とし、信託契約によってあらかじめ決められた方法によって、各信託受益権への配当の支払いおよび元本の償還が行われる。

ソーラーローンは、イオンプロダクトファイナンスが個人顧客および法人顧客に対して実行するローンのうち、太陽光発電システム、蓄電池、オール電化設備等の設置を目的としたものをさし、設置対象となる設備はいずれも省エネ性能の高い設備であることを確認している。また、対象となる設備は、(1) 小規模な太陽光発電システムの設置が中心であり、深刻な環境への負の影響を及ぼす事態は想定されないこと、(2) 工事はイオンプロダクトファイナンスの審査で選定された加盟店によって行われ、ローンの実行に際しては、顧客から工事完了の連絡を確認することから、適切に環境改善効果を発現する蓋然性が高い。これより、今般の資金使途の対象は、再生可能エネルギープロジェクトとして環境改善に資するグリーンプロジェクトであるとJCRは評価している。今般の証券化では、総額約158.3億円の信託受益権が組成され、そのうちA号

優先受益権、メザニン I-1 受益権、メザニン I-2 受益権、メザニン II 受益権、劣後受益権（総額約 122.5 億円）がグリーンボンド評価対象であり、これら受益権によって調達された資金は裏付け資産となるソーラーローンの取得を資金使途としている。

本信託受益権の発行代わり金は、信託契約をはじめとした本件に関する諸契約書で定められた方法によって適切に支払われていることを JCR は確認している。また、イオンプロダクトファイナンスが、イオングループの一社として環境問題を重要な課題と認識し、明確な目標を持って取り組んでいることについても確認した。

以上より、本信託受益権について、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価（資金使途）」を“g1”、「管理・運営・透明性評価」を“m1”とし、「JCR グリーンボンド評価」を“Green 1”とした。

JCR は、本信託受益権について「グリーンボンド原則<sup>1</sup>」および「グリーンボンドガイドライン<sup>2</sup>」において求められる項目について基準を満たしていると評価する。

<sup>1</sup> ICMA (International Capital Market Association) グリーンボンド原則 2021 年版  
<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/green-bond-principles-gbp/>

<sup>2</sup> 環境省 グリーンボンドガイドライン 2020 年版  
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf>

## 第2章:各評価項目における対象事業の現状とJCRの評価

### 評価フェーズ1：グリーン性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本信託受益権の資金使途の100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1』とした。

#### (1) 評価の視点

本項では最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、次に、資金使途において環境へのネガティブな影響が想定される場合に、その影響が社内の専門部署または外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかを確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

#### (2) 評価対象の現状とJCRの評価

##### 資金使途の概要

###### a. プロジェクトの環境改善効果について

###### i. 資金使途の100%が太陽光発電システムおよび付帯設備の設置を目的としたリフォームローンであり、CO<sub>2</sub>削減効果が期待される。

本信託受益権により調達された資金は、イオンプロダクトファイナンスが個人および法人顧客に対して実行したソーラーローンの譲渡代金に充当される。

ソーラーローンは、イオンプロダクトファイナンスが顧客に対して提供している「リフォームローン」「ECO設備ローン」のうち、太陽光発電設備、蓄電池、またはオール電化の設備等を設置の目的としたローンである。「リフォームローン」と「ECO設備ローン」は、イオンプロダクトファイナンスが加盟店契約を結んでいる加盟店を通じ、個人または法人の顧客に対して実行する立替払債権で、加盟店が取り扱うリフォーム工事にかかる代金を顧客が分割払いを希望した場合に同社が加盟店に対して一括して立替払いを行うものである。

イオンプロダクトファイナンスでは、「リフォームローン」については2003年から、「ECO設備ローン」に関しては2008年に取扱を開始しており、2020年度における取扱高は2種類合計で566億円となる。

今般証券化の裏付け資産となったソーラーローンの設置設備別の内訳は、以下の通りである。太陽光発電システムに関しては、金額規模の最頻値は300万円以上400万円未満で、設置される太陽光パネルの平均定格出力は5.61kWである。蓄電池に関しては、平均的な工事によって設置される容量は9.8kWである。太陽光発電設備は、オール電化設備や蓄電池と共に設置されることで、昼間のエネルギーを蓄電し、夜間に使用するなど、エネルギーを効率的に使用することが可能となる。太陽光をはじめとする再生可能エネルギーは、日照量など自然環境に発電量が左右されることから、安定的な供給には蓄電池の性能向上と普及が非常に重要であるほか、蓄電池からの電気を家庭で使用するための設備としてオール電化設備は有効である。

[裏付け資産における設置対象別件数一覧]

	件数
太陽光発電システム*	3,142
蓄電池	1,637
オール電化	1,399

\*: 太陽光発電システムを含むリフォームを含む

劣後受益権の元本金額のうち、一部はイオンプロダクトファイナンスが受託者である三菱 UFJ 信託銀行に信託した現金が含まれている。当該現金は、本件の仕組みを実行するにあたり必要とされる現金準備金として信託勘定内に備えられるため、ソーラーローンと同様にグリーン性に資するものと考えられる。

**ii. 本受益権の資金使途は、「グリーンボンド原則」に定義されているグリーンプロジェクトのうち「再生可能エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン 2020 年版」に例示されているグリーンプロジェクトのうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。**

再生可能エネルギーの中でも、住宅用太陽光発電設備は、需要地に隣接して分散配置される分散型電源の一つとして、日本の電力供給の安定およびリスク分散の観点から重要である。将来の電力供給形態を大規模集中型から小規模分散型へ移行しようとする動きもある。第五次エネルギー基本計画では、国内資源が限られ、自然災害の多い日本にあっては、個人等需要家に近接した小規模太陽光発電設備は非常用電源としても利用可能であり、今後一層の普及が期待されている。また、ピーク時の供給過剰を勘案すると、蓄電池等との組み合わせにより長期安定的な電源として成熟していくことが期待されている。

2009 年に開始された余剰電力買取制度の適用を受け導入された住宅用太陽光発電設備は、2019 年以降順次、10 年間の買取期間が終了する。政府は、買取期間終了後は小売電気事業者との相対契約による余剰電力の売電、電気自動車の普及やオール電化住宅の増加に伴う自家消費を促進することを意図している。買取制度終了直後は需要が一時的に低下する可能性があるものの、中期的には、自家消費型ライフスタイルの浸透、小売電気事業者等の業容拡大等による相対契約の普及等によって、住宅用太陽光発電設備に対する継続的な資金需要が見込まれる。

2020 年 10 月に日本は「2050 年カーボンニュートラル」を宣言しており、2020 年 12 月に公表された「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」においては、2050 年に発電量の約 50～60% を太陽光発電・風力発電・バイオマス発電・地熱発電等の再生可能エネルギーで賄うこと目標に、最大限の導入を図るものとしている。これより、JCR は資金使途の対象となっているソーラーローンについて、2050 年カーボンニュートラルに資する、環境改善効果の高いプロジェクトであると評価している。

**b. 環境に対する負の影響について**

資金使途の対象となる設備は、小規模な太陽光発電システムの設置が中心であり、深刻な環境への負の影響を及ぼす事態は想定されない。また、イオンプロダクトファイナンスでは、リフォームローンおよびソーラーローンの実行に際して、対象となるリフォームが適切に行われるよう顧客と契約内容の確認を行っている。リフォームにかかる工事の完了が顧客によって確認された後は連絡を受けることとなっており、太陽光発電システム等が確実に稼働する仕組みを確保している。これにより、リフォームローンおよびソーラーローンによる負の影響はほとんどないことを確認している。

## c. SDGs との整合性について

資金使途の対象となるソーラーローンは再生可能エネルギーに分類される事業であるため、JCRは、国際資本市場協会（ICMA）の SDGs マッピングを参考にしつつ、本信託受益権が以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



### 目標 3：すべての人に健康と福祉を

**ターゲット 3.9.** 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壤の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。



### 目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

**ターゲット 7.2.** 2030 年までに、世界のエネルギー믹스における再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

**ターゲット 7.3.** 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



### 目標 8：働きがいも経済成長も

**ターゲット 8.2.** 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上およびイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。



### 目標 9：産業と技術革新の基礎をつくろう

**ターゲット 9.1.** すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラを開発する。

**ターゲット 9.4.** 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



### 目標 11：住み続けられるまちづくりを

**ターゲット 11.3.** 2030 年までに、包摶的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摶的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。



### 目標 12：つくる責任、つかう責任

**ターゲット 12.4.** 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壤への放出を大幅に削減する。



### 目標 13：気候変動に具体的な対策を

**ターゲット 13.1.** すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）および適応の能力を強化する。

## 評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかりと整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1』とした。

### 1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性

#### (1) 評価の視点

本項では、グリーンボンドを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

#### (2) 評価対象の現状とJCRの評価

##### a. 目標

本信託受益権の発行代わり金の資金使途は、イオンプロダクトファイナンスが実行したソーラーローンの取得である。イオンプロダクトファイナンスの環境への取り組みは、親会社であるイオンフィナンシャルサービスの方針にしたがって行われており、ソーラーローンの実行はイオンフィナンシャルサービスのCSRにおける4つのテーマのうち、「持続可能な環境・社会の実現」に貢献する取り組みであると考えられる。

##### CSRにおける4つのテーマ

- 1) お客様本位の金融サービスの追求
- 2) 持続可能な環境・社会の実現
- 3) 地域社会への貢献
- 4) コーポレートガバナンスの充実

##### b. 選定基準

裏付け資産であるソーラーローンは、イオンプロダクトファイナンスが個人および法人の顧客に対して実行したリフォームローンのうち、太陽光発電システム、蓄電池、もしくはオール電化設備等の設置を目的としたものの中で、予め決められた適格基準を満たすものとして定められている。

##### [適格基準]（抜粋）

- ・貸倒債権または延滞債権に該当しないこと
- ・初回、最終回およびボーナス月の支払を除く支払方法が毎月支払いであること
- ・契約締結日が2021年9月30日以前であること
- ・信託開始日（2021年11月26日）において、1回以上の返済履歴があること
- ・信託開始日において、残存支払回数が2回以上240回以下であること

本信託受益権の資金使途の対象の選定に際しては、経理財務部の担当者が商品性を調査したうえで、グリーン性を確認している。また、当該選定基準は下記c.に記載されたプロセスを経て経営陣の承認を得ている。

## c. プロセス

今般、本信託受益権の資金使途の対象となる資産をソーラーローンとすることに関しては、財務部の担当者がグリーン適格性を判断したうえで起案し、代表取締役社長含む取締役および本部長などで構成される経営会議および取締役会の承認を経て決定されている。

上述の選定基準およびプロセスは、本評価レポートに概要が記述されており、投資家に対する透明性が確保されている。

## 2. 資金管理の妥当性および透明性

### (1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定されるが、グリーンボンドの発行により調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、グリーンボンドにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

本証券化によって組成された信託受益権の発行代わり金は、実質的に裏付け資産の取得に充当される。裏付け資産の残高は、債務者からの元利金の返済により減少するが、これにともない信託受益権の元本も償還され減少することを信託契約書により確認している。

また、本証券化によって組成された信託受益権の発行代わり金が実質的に裏付け資産の取得に向けられていることは、信託契約書および受益権譲渡契約書において明確に定められているため、追跡管理は不要である。

裏付け資産の取得のため信託受益権が交付され、投資家に譲渡されるまでの取引は、諸契約書で明確に定められている。したがって、諸契約書に沿って業務が行われている限り、統制は確保されていると考えられる。

なお、本証券化によって組成された信託受益権の発行代わり金は、受益権譲渡日においてイオンプロダクトファイナンスに支払われることにより、実質的に裏付け資産の取得に充当されるとみなされるため、未充当資金は発生しない。よって、未充当資金の管理方法を定める必要はない。裏付け資産が繰上返済された場合、信託契約において予め定められたウォーターフォールにしたがって、本証券化によって組成された信託受益権も償還されるため、再充当の必要はないと判断される。

## 3. レポートイング

### (1) 評価の視点

本項では、グリーンボンド発行前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを、グリーンボンド発行時点において評価する。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

#### a. 資金の充当状況に係るレポートイング

前項で確認した通り、本証券化によって組成された信託受益権により調達した資金は、全額が実質的に裏付け資産の取得に向かうものとみなされるため、未充当資金にかかる期中のレポートイン

グは想定されない。イオンプロダクトファイナンスでは、定期的にニュースリリースを通じて、証券化期間中に未充当資金が発生していない旨のレポートを行なう予定である。

## b. 環境改善効果に係るレポート

資金使途の対象となるソーラーローンの概要については本評価レポートの評価フェーズ 1 に記載のとおりである。今後、イオンプロダクトファイナンスは定期的にニュースリリースを通じて、ソーラーローンの対象となる太陽光発電システム等の設置を行なったことによる環境改善効果（推定発電量および推定 CO<sub>2</sub>削減量など）について開示することを予定している。

## 4. 組織の環境への取り組み

### (1) 評価の視点

本項では、発行体の経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンボンド発行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

イオンプロダクトファイナンスは、イオングループが展開する事業のうち、総合金融事業の一角を担っており、CSR に関しては、イオンおよび親会社であるイオンフィナンシャルサービスの方針に則して取り組んでいる。

#### a. イオンの環境に対する取り組み

イオンプロダクトファイナンスの属しているイオンは、1980 年代後半から CSR 活動を組織的に取り組むための体制づくりを進めてきている。1989 年、「イオングループ 1%クラブ（現（公財）イオンワンパーセントクラブ）」の発足を皮切りに、「地球にやさしいジャスコ委員会」「（財）イオングループ環境財団（現（公財）イオン環境財団）」の設立を通して、環境問題および社会問題に対して取り組んできた。

環境面に関する目標として、イオンは「イオン 脱炭素ビジョン 2050」として、2050 年までに店舗で排出する総量でゼロにすることを掲げている。また、中間目標として、2030 年までに国内店舗で 50% の再生可能エネルギーの導入を目指すことを公表している。イオンのウェブサイト上では、店舗屋上などへの太陽光発電システムや PPA モデルの導入拡大、卒 FIT 電力の買い取り強化、各地域での再エネ直接契約を推進することにより、2030 年までに再生可能エネルギー 100% 導入を目指す店舗数を開示している。

イオンは、グループ会社と協業することにより、店舗利用者の CO<sub>2</sub> 削減を促すための支援策を展開している。イオンプロダクトファイナンスおよびイオン銀行では、住宅関連企業やカーディーラーとの提携を通じ、2021 年 9 月から、脱炭素型住宅（ZEH）の新築・リフォームと電気自動車（EV）をパッケージ化したローンの提供を予定している。イオンリテールでは、運営対象の一部の店舗で「住まいの省エネルギー対策商品」として、太陽光発電システムの設置や、蓄電池、省エネ効果が期待できる外壁塗装等の費用を定額で提供する「脱炭素 定額制リフォーム」を 10 月から開始する予定としている。以上より、イオンは自社のみならず、幅広いステークホルダーを巻き込み、脱炭素への取り組みを進めていくものとしている。

イオンは 2018 年 3 月より国際的なイニシアティブである RE100（Renewable Energy 100、国際環境 NGO の The Climate Group が 2014 年に開始したイニシアティブで、2018 年 9 月末時点では世界全体で 152 社が加盟）に日本の大手小売業として初めて参加しており、「100% 再生エネルギーでの事業運営」を目標に掲げ取り組みをより強化している。

## b. イオンフィナンシャルサービスの環境に対する取り組み

イオンフィナンシャルサービスは、「金融サービスを通じ、お客さまの未来と信用を活かす生活応援企業」という経営方針のもと、社会の持続可能な発展に貢献するためのビジネスを推進するとしている。また、環境方針を策定し、業務に即して環境に配慮した取り組みを推進している。

### イオンフィナンシャルサービス 環境方針

---

私たちは、お客さまの毎日の暮らしの中で「安心、便利、お得」にご利用いただける、「生活に密着した金融商品・サービス」の提供を通じて、「低炭素社会の構築」、「生物多様性の保全」、「資源循環型社会の形成」を柱とし環境保全に取り組みます。

- 1.私たちは、低炭素社会の構築のため、温室効果ガスの排出削減に取り組みます。
  - 2.私たちは、経済活動の根幹を担う金融機関の社会的な責任として、豊かな自然共生社会の実現に向け、事業活動における生態系への影響の軽減と生物多様性の保全に取り組みます。
  - 3.私たちは、資源循環型社会の形成のために廃棄物の削減・省資源化に取組みます。
    - (1)資源の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進します。
    - (2)環境負荷の少ない原料・資材等を選択するよう努めます。
  - 4.私たちは、環境側面に関わる法規制等を順守するとともに本方針を従業員および当社の事業活動を支えるすべての人々に公開します。
  - 5.私たちは、持続可能な社会の形成には、お客さまをはじめとする多くのステークホルダーとの連携が重要であることを認識し、適切に連携・協働するよう努めます。
- 

以上によりJCRでは、環境問題がイオンおよびイオンフィナンシャルサービスにとって重要なものであると評価している。イオンプロダクトファイナンスに関しては、今後環境問題への取組等にかかる開示を進めるなどを期待したい。

## ■評価結果

本信託受益権について、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価（資金使途）」を“g1”、「管理・運営・透明性評価」を“m1”とし、「JCR グリーンボンド評価」を“Green 1”とした。

本信託受益権は、「グリーンボンド原則」および「グリーンボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンボンド評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1	m2	m3	m4	m5
グリーン性評価	g1	Green 1	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g2	Green 2	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g3	Green 3	Green 3	Green 4	Green 5	評価対象外
	g4	Green 4	Green 4	Green 5	評価対象外	評価対象外
	g5	Green 5	Green 5	評価対象外	評価対象外	評価対象外

※本件の信用格付については、2021年11月30日付ニュースリリース 21-S-0126 をご覧ください。

(担当) 増田 篤・菊池 理恵子

## 本評価に関する重要な説明

### 1. JCR グリーンボンド評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス評価は、評価対象であるグリーンファイナンスの発行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該グリーンファイナンスで調達される資金の充当ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR グリーンボンド評価は、グリーンファイナンスの発行計画時点または発行時点における資金の充当等の計画又は状況を評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は、グリーンファイナンスが環境に及ぼす効果を証明するものではなく、環境に及ぼす効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンスの発行により調達される資金が環境に及ぼす効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR グリーンファイナンス評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じさせる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したもので、ただし、当該情報には、人為的、機械的、または他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

**JCR グリーンファイナンス評価**：グリーンファイナンスの実行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したもので、評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1、Green2、Green3、Green4、Green5 の評価記号を用いて表示されます。

### ■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

### ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関・ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル